

# 公営企業金融公庫廃止後の仕組みについて

平成18年 5月31日

地方六団体

○「国から地方へ」の改革の流れに沿って、地方が主体となった資金調達の仕組みとする必要

○市場からの資金調達を基本とするほか、住民生活に不可欠な社会資本整備のための長期・低利の資金を安定的に供給するため、個々の地方団体の資金調達の補完が必要。

全国ベースの共同資金調達機関として地方共同法人を設立

## 新たな機関が担う機能・役割

- 国に依存せず(出資・保証・関与)、地方の自律と責任の下で運営
- 経営の効率性・透明性の確保
- 住民生活に不可欠な事業に必要な長期・低利の資金を供給
- 市場の信認を得て、資本市場を活用した効率的な資金調達
- 上記の機能を担うための財政基盤の確立
  - ・地方の利払いを原資とした引当金及び、地方が拠出した基金全額を承継
  - ・金利リスクに対応して、安定的、継続的に長期・低利の資金を確保していく上で不可欠

## 法的枠組みの整備

- 地方共同法人の設立に向け、新たな法的枠組み等を整備